

熊谷市学生のためのキャリア形成支援に係る取組 誓約書

熊谷市長 様

私は、熊谷市に実習生として受け入れて頂くに当たり、次の事項を確実に遵守することを誓約いたします。

1. 熊谷市の就業規則及びサービスに関する諸規定等を尊重し、熊谷市学生のためのキャリア形成支援に係る取組担当者の指導にそって誠実に学生のためのキャリア形成支援に係る取組に参加することとします。
2. 熊谷市への提出書面に虚偽の記載を一切しないこと。
3. 学生のためのキャリア形成支援に係る取組期間中、住所の異動その他、身上に重大な変動があった場合は直ちに熊谷市へ届け出ること。
4. 熊谷市施設への利用に際しては、
 - (1) 熊谷市の定める立ち入り禁止区域に立ち入らないこと、
 - (2) 施設を学生のためのキャリア形成支援に係る取組以外の目的に使用しないこと、
 - (3) 施設に第3者を立ち入らせないこと、
 - (4) その他、熊谷市諸規程及び責任者の指示に服すること。
5. 学生のためのキャリア形成支援に係る取組期間中に知り得たいかなる事項については、学生のためのキャリア形成支援に係る取組が終了した後といえども、熊谷市の書面による許可なく、第3者に開示・漏洩し、若しくは不正使用しないこと。特に熊谷市において学生のためのキャリア形成支援に係る取組期間中取り扱う書類、ノート、磁気ディスク、その他これに類する資料及びその写しなど熊谷市の秘密資料の保管・管理については
 - (1) 熊谷市の諸規程・命令・指示に従うこと、
 - (2) 熊谷市の書面による許可なく第3者に譲渡・貸与し、若しくは自ら不正使用しないこと、
 - (3) 学生のためのキャリア形成支援に係る取組終了後は直ちに熊谷市に返還すること。
6. 学生のためのキャリア形成支援に係る取組期間中取り扱うパソコン（熊谷市の秘密資料が保管されているもの。熊谷市支給・私物問わず）には、責任者の指示がない限り、ファイル共有ソフト等、情報漏洩の危険性があるソフトのインストールおよびネットワーク接続を一切しないこと。
7. 学生のためのキャリア形成支援に係る取組期間中に発生した著作権及び工業所有者等の成果物の所有権の一切は、熊谷市に原始的に帰属すること。
8. 学生のためのキャリア形成支援に係る取組に関する覚書を承諾したことを確認し、熊谷市に一切迷惑をかけること。
9. 本誓約書に定めなき事項については、責任者の指示を仰ぎ、その指示に従うこと。
10. 万一、上記事項のいずれか一つにでも違反した場合は、或いは熊谷市において私が研修生として不適当であると判断された場合には、インターン期間（令和 年 月 日から令和 年 月 日まで）中といえども即時学生のためのキャリア形成支援に係る取組を中止されても異議を唱えないこと。また、その場合は、法的措置（損害賠償、差止請求）等に服すること。
11. 上記に関する紛争についての管轄は、さいたま地方裁判所熊谷支部とする。
12. 本誓約書および学生のためのキャリア形成支援に係る取組に関する覚書については、第5条の秘密保持規程を除き、上記学生のためのキャリア形成支援に係る取組期間中において有効とすること。
13. 本誓約に定めのない事項及び本誓約書の運用、解釈に疑義が生じた場合は、法令または慣習に従い協議の上、誠意をもって解決する。

以上

インターン生 : _____ 大学 _____ 学部 _____ 学科 _____ 年 _____

氏名（自署）

（原本は熊谷市が保管、コピー一部を学生が保管）